



岐阜市立学校用

タブレット端末の責任ある活用

～デジタル・シティズンシップの学び 持続可能な社会を目指して～

(第6版 令和6年7月)

みなさんに配るタブレット端末はどういうものか？

デジタル・シティズンシップ—みなさんの権利と責任

◆ 岐阜市の利用規約（きやく）～権利を実現し責任ある活用を進めるために～

「デジタル・シティズンシップ教育」ダイジェスト版

「生成 AI」利用ガイド

タブレット端末のトラブル予防・対応

令和6年4月 岐阜市立学校用 タブレット端末の責任ある活用

～デジタル・シティズンシップの学び 持続可能な社会を目指して～



みなさんに配るタブレット端末はどういうものか？

日本政府は、2020年に全国の小中学生（約951万人）に、インターネットが使える情報端末を配布することを決めました。これを「GIGAスクール構想」といいます。このような国家プロジェクトは世界的に見ても例がありません。

岐阜市は、国の「GIGAスクール構想」を受け、全国に先駆け令和2年9月までにすべての小・中学校の児童・生徒に1人1台タブレット端末を貸与（たいよ）し、学びの様々な場面で活用を進めています。このタブレット端末は、学習アプリや通信、メンテナンス・サポートなどの経費（けいひ）もかかっています。その費用は、岐阜市民から集めた多くの税金を使っています。このように税金を小・中学生のみなさんのために使ってくれるのはなぜでしょう？



それは、岐阜市に暮らす人々が、同じ岐阜市民である小・中学生のみなさんに、タブレット端末など「ICT」を学校や家庭学習で積極的に使ってもらい、学校生活をより楽しく、「よりよいもの」にしてほしいという「善意の気持ち」と「願い」があるからなのです。

デジタル・シティズンシップ—みなさんの権利と責任

このように、小・中学校のみなさんには、日本政府だけではなく、岐阜市に暮らす人々の善意と願いによって、公平に、無償（むしょう）で「タブレット端末を活用する権利」が与えられます。しかし、みなさんが、その「権利」を実現するためには、そのぶん、「責任」を果たさなければなりません。

ただ、それは、そんなに難しいことではありません。みなさんが「よく学び、健康的で、幸福な学生生活を送るためにタブレット端末を有効に活用すること」が、「権利」を実現し、「責任」を果たすことにつながります。一人ひとりが、「権利」を実現し、「責任」を果たすことによって、学校はよりよい学びの場に変化します。学校がよりよい場になれば、みなさんが暮らす地域社会もまたより暮らしやすい幸福な場になっていきます。そうして、タブレット端末にかけた税金（願い）が岐阜市民全体に「還元（かんげん）」され、みなさんが学ぶ環境や暮らしは、さらに充実していくのです。

このような社会の好循環（こうじゅんかん）を「持続可能な社会」と言います。

反対に、タブレット端末を粗末（そまつ）にしたり、学習に使わなかったり、タブレット端末を使うことで健康を害したり、精神的に傷ついたり、喧嘩やいじめをしたり、お金を損したり、勉強をおろそかにして、学校生活がつまらなくなったり、みなさんが暮らす地域がすさんでしまう悪循環（あくじゅんかん）におちいれば、「タブレット端末を使う権利」は与えられなくなるでしょう。

みなさんは、これから、こうした責任を持ってデジタル・テクノロジーを積極的に活用し、教科の学習だ

けではなく、環境や食料問題、人権や差別など国際的な課題を考え、よりよい社会を創るために身近なところから取り組んでいく市民（think globally, act locally）になることを目指して学んでいきます。これを「デジタル・シティズンシップ」と言います。みなさんがデジタル・シティズンシップを身につけ、タブレット端末をうまく活用して健康的で幸福な学校生活を送ることで社会が好循環し、岐阜市民の生活が、日本社会がよりよく変化していくことを強く願っています。

◆ 岐阜市の利用規約（きやく）～権利を実現し責任ある活用を進めるために～

（1）学習に積極的に活用しよう

学校では、教科の授業、特別活動、部活動など、時（T）と場所（P）と場合（O）を考え、先生や仲間と助け合いながら、積極的に活用しましょう。

（2）より上手な使い方を身につけ、よいアイデアを「共有」しよう

学校でどのように使うのか個人目標を立て、実際にどのように使っているかを定期的にセルフチェックし、より上手な使い方を身につけ、よいアイデアがあれば、みなで分かち合いましょう。

（3）批判的思考と創造的思考をしよう

ネットやテレビ、新聞、本などメディアの情報を鵜のみにせず、批判的（ひはんてき）思考を大切にしながら情報を収集しましょう。また、情報を利用する活用だけではなく、文章を書いたり、プレゼンテーションを制作したり、プログラミングしたりするなど、タブレット端末の創造的な活用をしていきましょう。また、プレゼンテーションや Scratch などネット上のデータを利用したり、データをアップロードしたりする場合は、著作権・肖像権・商標権※に留意しましょう。

（4）家庭学習に活用しよう

家庭では宿題や予習復習に活用しましょう。保護者にはタブレット端末で「何をするのか、何をしているか」をいつでも説明できるようにし、保護者も納得できる使い方をしましょう。

（5）健康に留意した使い方をしよう

タブレット端末、スマートフォン、ゲーム機、テレビ・ラジオ、図書や雑誌、新聞など様々なメディア利用のバランスを考えるとともに、30分に1回は20秒以上遠くを見て目を休めたり、30cm以上離して見たりするなど、健康に留意（りゅうい）した使い方をしましょう。



（6）誰に対しても説明できる使い方を心がけよう

先生や保護者はもちろん、地域の人に「学校で貸与されたタブレット端末をどう使っているか」をたずねられたときに「〇〇な使い方をして自分の学校生活に役立てている」と説明できる使い方をしましょう。

（7）危険を察知（さっち）したら、立ち止まり・冷静に考え・大人に相談しよう

タブレット端末を使っていて、何かトラブルやいじめが起きそうな「予感」がしたり、危険を「察知」したら、いったん立ち止まり、冷静に考えることが大切です。そして、迷ったり、困ったり、悩んだりしたら場合は、保護者はもちろん、先生やスクールカウンセラーなど信頼のおける大人にすぐに相談しましょう。



※著作権・肖像権・商標権については、学校で勉強します。

「デジタル・シティズンシップ教育」ダイジェスト版

「デジタル・シティズンシップ教育」って何？

楽しく、かしこく、健康的にデジタル技術を使って、身のまわりの問題や社会の問題を解決し、よりよい生活、よりよい社会をつくっていくために必要な「デジタル市民力」を身につけることです。

年齢にかかわらず、デジタル技術をよく使い、人とよく話しあって、考えを認めあい、共感し、論理的に、批判的に考え、助けあい、協力し、創造していく学びを大切にします。

これまでのデジタル生活とどう違うの？



これまでの ICT の取り扱い

大人が決めて指示をする

●「～してはいけません。」という大人が決めた禁止ルールに従って行動する。指示した使い方以外にやってはいけません。



1日2時間までしか使ってはいけません。

友達の写真を勝手に撮ってはいけません。

友達の写真を SNS にアップしてはいけません。

設定を勝手に変えてはいけません。

落として壊さないように注意しなさい。

オンラインゲームは依存症になったり無駄に課金したりするので禁止します。



デジタル・シティズンシップ教育

よりよい扱い方を考え、共有する

●「～するにはどうしたらよいだろう？」と考えて行動できるようになる。
●よりよい使い方を、みなで相談し共有する。

どうしたらよいだろう？



タブレット端末だけでなく、本や TV、漫画、ゲームなど他にも使うものがあるから、学習や生活とのバランスを考え、計画(目標)をたてる。

どのような使い方をすると視力の低下などの影響が出るかを知る。また健康的な使い方をするにはどうしたらよいかを知る。

定期的に目標が達成できているかを自己評価し、計画を見直す。

自分の写真がネットで広まることが嫌な友達もいれば、いい友達もいることを知る。自分の考えと違う友達を責めない。

タブレット端末を壊さないアイディアを考える。壊してしまったときは、どうすればよいかを話し合っておく。

オンラインゲームには、課金の仕組みや夢中にさせる仕掛けがあることを知る。

学校の ICT 生活はどう変わるの？

これまで

(パソコン教室と大型モニター)

- 特別な授業で、先生から指示があった時だけコンピュータを使います。
- パソコンは、調べ学習の時だけ使います。
- パソコンは、先生が教えるために使う「教具」です。
- 他の人も使う共有パソコンなので大切に使いましょう。
- 学校で一律に決めたルールを守ります。



これから

(1人1台タブレット端末)

- 授業だけでなく、学校生活を充実させるためのツールとして、日常的に使います。
- デジタルで作品を作ったり、自分の考えをまとめたり発表したり、積極的に創造的に使います。
- 鉛筆や消しゴム、ノートや定規などと同じ「文房具」として自分が必要だと思ったときに使います。
- 自分の学習や生活に必要な大切なものとして、丁寧に扱います。
- 使い方について、学校では先生や仲間と、家庭では保護者と相談して決めます。一番大切なことは、自律的に行動できるようになることです。



「生成 AI」 利用ガイド

「生成 AI」 って何？

「生成 AI」とは、人が指示をすることで文章や表などの文字データ、イラストや写真といった画像データを作り出すプログラム（AI…人工知能）のことをいいます。

「ChatGPT」 って何？

「ChatGPT（チャットジーピーティー）」とは、アメリカ OpenAI 社が「大規模言語モデル」という技術を利用して開発した生成 AI の一つで、人間のような「会話」ができ、高度な文章や表の作成、文章の要約、外国語の翻訳（ほんやく）などができる「対話型」の生成 AI です。あたかも心や感情があるように、おしゃべりできますが、実際には心はありません。

対話型の生成 AI には、OpenAI 社の ChatGPT の他に、Microsoft 社の Microsoft Copilot や Google 社の Gemini などがあります。

ChatGPT の GPT-3.5 は無料で使えます。また、アカウントを登録すれば高性能の GPT-4.0 を Microsoft Copilot で使うことができます。

「生成 AI」 の特徴は？

生成 AI は、常に、インターネット上にある膨大（ぼうだい）な情報や利用者との会話などから「学習」をしているといわれています。その学習スピードは人間の学習能力をはるかに超えます。そのため、生成 AI を人々が利用すればするほど、生成 AI は成長していきます。

しかし、現在の生成 AI の利用にはいくつか注意が必要です。

1. よくまちがう（情報が正確でない）。返答がころころ変わる。
2. 個人情報を入力すると、その個人情報が利用される心配がある。
3. 知らないうちに著作権（ちょさくけん）を侵害（しんがい）している可能性がある。

優れている点

- 悪口などモラルに反する言葉や、画像を生成したりしない。優しく、はげましてくれる。
- 指示（プロンプト）のしかたによっては、人間の大人やプロが作る文章や絵よりも上手に作る。
- あらゆる質問や指示に対応してくれる。特にテストやプログラミングなどは得意。

注意点

- 特に日本語の情報については間違いが多く、専門家でないとその間違いに気づかない。（情報が正しいかを確かめる必要がある。）
- 個人情報やプライバシーに関することを入力してはいけない。（個人情報を学習しない設定にする。）
- 他人の作成した文章や画像とそっくりになることがある。（著作権を侵害する恐れがある。）

AI はなぜ間違えるのか？

■ AI は に最も適する言葉を学習した内容から選んでいます。

（例）

ア「私は食後にリンゴを 」 → 食べた。
イ「私は 彼に リンゴを 」 → 渡した。
ウ「日本で最も高い山は 」 → 富士山です。

～に続く言葉として、出てくる割合が高いものを選んでいため、正しい答えを出しているわけではありません。

■ 「ChatGPT（GPT-3.5 および GPT-4）」は 2021 年 9 月までのデータを学習させたものをもとに回答を作っています。そのため 2022 年以降に起きた出来事や新しい情報に関する質問には答えられません。

「生成 AI」の利用に年齢制限は？

学校での利用では…

利用規約：ChatGPT…13 歳未満利用禁止、13 歳以上 18 歳未満は保護者の同意が必要
Microsoft Copilot…18 歳未満は保護者の同意が必要

Gemini(学校用アカウント)…18 歳以上 ※その他のサービスや有料生成 AI サービスなどそれぞれに確認が必要

年齢制限、保護者同意等の利用規約を遵守する。(特に小学校段階の児童の利用は慎重に)

※ 生成 AI の児童生徒の活用は、学校の学習に関する活用は、必ず先生の許可をとること

※ 家庭での利用は、必ず保護者の許可をとること

以下の点に注意して使う必要があります。

学習に使っていいの？

近い将来、生成 AI を使うことが当たり前の時代が来る！ しかし今は…

使える例

- 生成 AI の性質や仕組みを知るために使うこと
- 話し合いのまとめをした上で、足りない点を見つけ話し合いを深めるために使うこと
- 英会話の相手として活用すること、自然な英語表現への改善(かいぜん)のために使うこと
- 自分で作った文章を生成 AI で間違っていないかどうか校正してもらうために使うこと
- 発展的な学習で、高度なプログラミングを行わせるために使うこと
- 考え方や案を出してもらうために使うこと

使ってはいけない例

- 生成 AI の特徴などを十分に理解していないまま使うこと
- 各種コンクールの作品やレポートなどに、生成 AI が作ったものをそのまま自分の作品として提出すること
- 読書感想文、作品づくり、表現・鑑賞などの感想、感性や独創性を発揮する場面では、先生の指示に従うこと
- 個人情報を入力すること

「デジタル・シティズンシップ」
考え、うたがい、確かめる(批判的思考)
ことが重要

対話型 AI への質問の仕方

悪い質問例

- Q 「新しいスイーツのアイデアを考えて。」 × 質問が雑(ざつ)
- Q 「岐阜市 焼き鳥屋 安い」 × キーワードなら普通にネット検索でよい
- Q 「今週の日本の話題のニュースは？」 × 最新的话题を聞く

良い質問例

- Q 「〇〇について中学生にも分かるように 300 文字以内で説明し、ポイントを 3 つあげてください。」 ○ 答え方も指定する。
- Q 「ナスときゅうりとトマトを使った夏らしい料理のアイデアを 3 つ考えて。」
→ 「1 つ目の料理はどんな味なのか教えて。」
→ 「その作り方は？」 ○ 何度も質問する。

タブレット端末のトラブル予防・対応

みなさんが、タブレット端末を、大切に、健康的に、上手に使っていく上で、学校や学年、クラスで話し合ったり、約束しておくべき点があります。このマニュアルを参考に決めておくとよいです。

注意事項	基本原則 / トラブル予防・対応 / 話し合うポイント	
1. パスワードの自己管理	<基本原則> パスワードが他の人にわかってしまうとトラブルのもとです。パスワードは自分だけが知っているものです。自分の責任で自己管理し、親しい友だちであっても秘密にしましょう。	<トラブル予防・対応> パスワードは、同じ番号を並べたり、123456等順番にしたり、生年月日や出席番号、電話番号など推測しやすいものではなく、他人が簡単には推測できないものをつけましょう。 また、パスワードが他の人にわかってしまったら、すぐに変更しましょう。 なお、他の人のパスワードを聞くのもよくありません。無理に聞き出そうとする行為は「いじめ」につながりますし、盗み見る行為は泥棒と同じです。
2. 学校での使用場所	学校内であっても、たとえば、プール（水泳の授業）など、タブレット端末を持ち込むべきではない「時（T）」と「場所（P）」、「場合（O）」について、学年やクラスで話し合い、必ず基本原則（方針）を決め、学校の中で「共通理解」を図っておきましょう。	
3. 学校での保管場所	教室から外にタブレット端末を持ち出さない場合、どこにしまっておくか（机の中やタブレット保管庫）といった基本原則をクラスや学年で話し合って取り決めるなどして、紛失、盗難等を予防しましょう。	
4. 充電	<基本原則> 学校でいつでも活用できるように、バッテリー残量に注意しながら、自宅でも充電をするようにしましょう。	<トラブル予防・対応> タブレット端末（iPad）の充電ケーブル（Lightning）は非常に断線（だんせん）しやすいです。 充電ケーブルの抜き差しは、この写真のように、ケーブルをつかまず、必ずジャックのかたい部分をつかんで抜き差ししましょう。  なお、充電できなくなったら、すぐに学校に連絡しましょう。
5. データ保存	<基本原則> タブレット端末のデータ保存容量には限りがあります。タブレット端末本体にあまりファイルやデータ（写真や動画等）をため込まないように日ごろからデータのファイル整理に心がけましょう。	<トラブル予防・対応> 必要のないデータは、日ごろから削除することを心がけましょう。 もし、タブレット端末の保存容量がわずかになくなってしまったら、先生に連絡し、先生が指定する保存場所に、残しておきたいファイルやデータだけバックアップしておき、タブレット端

	また、授業で作成したプレゼン、撮影した写真や動画、文書やインターネットからダウンロードしたデータについては、先生の指示に従い、指定の保存場所に保存しましょう。	未から一旦すべてのファイルやデータを削除しましょう。
6. うっかりミス	<まず確認すること> タブレット端末をうっかり落としてしまった場合は、「割れていないか」、「へこんでいないか（ゆがみがないか）」をまず確認しましょう。次に、「画面がつくかどうか」、「タッチ操作とボタン操作は問題ないか」を確認し、最後に、「充電できるかどうか」を確認しましょう。	<もし問題があったら> タブレット端末に割れやへこみが見つかった場合は、操作上問題がなかったとしても、へこみや割れが発生した日付、時間、場所、状況をメモし、そのメモをそえて、すぐに先生に報告してください。へこみや割れは、後から問題が出てくる可能性があります。そして、そうした記録がないと保険がきかない場合がありますので、すぐに報告しましょう。
7. 紛失	<まず連絡を> 紛失が発覚した日時、心当たりのある紛失日時や場所、状況等をメモするなどして、すぐに学校に連絡してください。連絡はできるだけはやくしてください。なお、学校外で紛失した可能性が高い場合、学校に連絡するとともに、警察にも紛失届を提出しましょう。	
8. ながらiPad	<基本原則> ● 登下校中の「ながら iPad」は非常に危険です。絶対にやめましょう。 ● 学校内であっても「ながら iPad」は事故のもとです。基本的に移動中はタブレット端末を使用しないようにしましょう。 ● もし、「ながら iPad」を見かけたら、声をかけましょう。	<もし、どうしても必要なとき> 学校内で、どうしてもタブレット端末を持ち歩いている最中にタブレットの画面を見る必要がある場合は、必ず立ち止まって使うか、座る場所を見つけて座って使うかしましょう。
9. 外での使用	<基本原則> ● 登下校中の情報機器の使用は非常に危険なのでやめましょう。 ● 授業で、先生に指示のもと、学習のために校外に出て植物や風景等を写真撮影するなど情報機器を利用する場合は、周辺の安全を十分に確認し、立ち止まって利用しましょう。 ● 許可なく他人の敷地に入ったり、危険な場所で写真撮影してはいけません。	<危険回避> 登下校中や休日に、子どもだけで街中で情報機器を使用するのは非常に危険です。自分の身を守るために、建物の中、学校の教室、自宅で使用しましょう。もし、登下校中に情報機器を使用しているのを見かけたら声をかけましょう。
10. タブレット端末の貸し借りや置き忘れ	<基本原則> 特別な事情がない限り、タブレット端末は他の人に貸したり、使わせたりはしないようにしましょう。 また、持ち主の許可なく他の人のタブレット端末を使用しないようにしましょう。	<トラブル予防> 学校では、タブレット端末を机の上等に放置せず、所定の保管場所にしておくとういことです。また、使い終わったらパスワード画面にもどしておく習慣をつけましょう。 タブレット端末を置き忘れた場合、誰かに使われた形跡（けいせき）がないか（写真を

		撮影されたり、削除されたりしていないか等)を確認するようにしましょう。いたずらされた形跡を見つけた場合、先生に報告しましょう。
Ⅰ 1. 先生との個人的なやりとり	<基本原則> 授業や行事連絡など公的なやり取り以外に、先生との私的（個人的）な連絡、情報のやり取りはできません。	<悩み相談など> 個別の悩み相談等については、各学校の方針にしたがいましょう。
Ⅰ 2. 家庭での利用	岐阜市の小中学生全員が家庭等からWi-Fiの設備がなくてもネット利用できるように、タブレット端末はLTE契約をしています。正しく学習に使うことを想定して、データ通信量には上限（じょうげん）を決めています。 一人あたり月間5GBを想定しており、それ以上LTEを利用すると、追加で料金が発生したり、通信を一時的に遮断（しゃだん）しなければならない可能性もあります。 そのため、ご家庭ではWi-Fiに接続していただくようお願いしています。（強制するものではありませんが、大型アップデートはWi-Fi接続中に行われることが多いので、ご家庭にWi-Fiの設備がないためにアップデートができないご家庭は、学校に相談しましょう。） また、岐阜市教育委員会では、みなさんのタブレット端末のインターネットの利用状況（アクセスサイト先、データ通信量等）の記録をとっています。LTE利用データ量が月間5GBを大幅に超えたり、危険なサイトにアクセスしている状況が見られたりした場合、学校を通じて、利用者本人、及び、保護者に、タブレット端末の活用状況について問い合わせることがあります。 家庭でのタブレット端末の活用は、保護者に、何をしているのか、何をするつもりかをいつでも説明できるようにし、何時まで使うか、何時間使うか、どこに置くかなどの約束をしておきましょう。	
Ⅰ 3. 収集するデータの取扱い	岐阜市教育委員会及び岐阜市立学校は、個人情報及び収集するデータについて、以下の内容について適切に対応し、その主旨に沿った運営に努めています。 <収集されるデータの利用目的> 以下の目的以外では利用しない。 ・教職員が、児童生徒の教育データの分析、可視化等を行うことにより学習指導を行う。 ・教職員が、児童生徒の心身の健康状態等を把握することにより生活指導を行う。 ・市教委等の教育施策の成果や課題の明確化及び立案に利用する。 <収集するデータの取扱い> 文部科学省が定める「教育データの利活用に係る留意事項」に沿うとともに、個人情報の保護に関する法令及び岐阜市情報セキュリティポリシーの規定を遵守し、個人の権利利益を損害することのないよう、収集するデータの取扱いを適切に行う。 また、収集するデータを取扱うサービスにおいては、サービスごとに、利用目的、サービス概要、本ツールで扱う主な個人情報、データの収集方法、第三者提供の有無、保存期間を明示する。 <情報セキュリティ対策> 文部科学省が定める「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」のセキュリティ基準を満たすクラウドサービスを利用する。 ※本取組は、教育のデジタル化が急速に進みつつある現状を踏まえ適宜見直しを行うこととする。	

初 版	令和2年8月	「タブレット端末の活用のルール」
第2版	令和3年6月	安心安全な使い方、家庭との連携の視点の追加
第3版	令和4年7月	デジタルシティズンシップ教育版へ改訂 「タブレット端末の責任ある活用」へ名称の変更
第4版	令和5年9月	「生成AI」利用ガイドを追加
第5版	令和6年4月	「個人情報の取得について」の追記
第6版	令和6年7月	「収集するデータの取扱い」を最新化

発行：岐阜市教育委員会

担当：学校指導課 GIGA スクール推進室

監修：岐阜聖徳学園大学 教育学部 教授 芳賀高洋

参考文献：デジタル・シティズンシップ コンピュータ1人1台時代の善き使い手をめざす学び

イラスト：いらすとや